

はじめに（南部中学校部活動に係る活動方針について）

令和8年4月

効率的かつ効果的な部活動の運営、教育課程内の活動との関連を図った望ましい部活動、教員の働き方改革の視点から、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30.3）、文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30.12）が出され、それらをもとに、山梨県教育委員会は「やまなし運動部活動ガイドライン」（H30.3）、「やまなし文化部活動ガイドライン」（R1.7）を策定し、南部町教育委員会も国や県の方針を受けた「南部町立中学校部活動指針」（H30.4→R2.1 改訂）を策定した。それらのガイドラインや方針を受け、本校としての部活動（運動部と文化部両方）に係る活動方針を策定し、共通理解を図りながら部活動指導に当たることとする。

新学習指導要領 第1章総則 第5 学校運営上の留意事項

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

『やまなし運動部活動ガイドライン』及び『やまなし文化部活動ガイドライン』より

◎適切な運営のための体制整備

- ◆校長は、学校教育目標の実現へ向けて本ガイドライン及び市町村教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の運動部・文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆運動部・文化部顧問は、「学校の運動部・文化部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

◎合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・生徒の心身の健康の管理 ・事故防止や安全対策の徹底 ・スポーツ障害
- ・バーンアウトの予防 ・科学的トレーニングの導入 ・体罰やハラスメント等の根絶
- ・発達の個人差や成長期の心身の状態、女子特有の健康問題への正しい理解

◎適切な休養日等の設定

- 学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。（平日1日、土日で1日以上休養日） 但し、教育内大会4週間前の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

◎参加する大会やコンクール、練習試合等の見直し

- 校長は、生徒の教育的意義、生徒や部の指導者、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会、コンクール、コンテスト等を精査する。
- 部顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動がメリハリのついた活動となるよう、参加する大会、コンクール、コンテスト等を精選し、年間計画に位置づける。

*『適切な部活動指導の在り方について（通知）』山梨県教育委員会教育長

H26.10.15 週休日、休日等における年間の指導回数・・・70回以内

南部中学校部活動に係る活動方針

本活動方針は、「新学習指導要領」「やまなし運動部活動ガイドライン」「やまなし文化部活動ガイドライン」「南部町立中学校部活動指針」に則り、定めるものとする。

I. 部活動の目的

- (1) スポーツや文化活動に親しみ、生涯にわたり豊かな生活を送る資質や能力を育てる。
- (2) 技術や体力の向上を目指し、心身共にたくましく、健康な体をつくったり、文化や芸術的な能力や感性を育てたりする。
- (3) 異年齢集団での自主的・自発的な活動を通じ社会性を身につけ、人間関係形成能力を高め、民主的で自治的な活動集団をつくる。

II. 部活動の位置づけと活動方針

- (1) 基本的に全員入部制で行い、学校全体で指導・運営に当たる。
※部活動主任を設置し、部活動の目的が達成されるよう組織的・効果的に運営する。
- (2) 部活動は教育課程外の活動であるが、学校教育の一貫として教育課程との関連が図られるように留意する。
- (3) 部活動顧問は本方針に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (4) 部活動は定められた活動日・活動時間の範囲内で効率的・計画的に行う。
- (5) 部活動と他の生徒会活動や学習、地域の活動が重複した場合は、教育内大会2週間前を除き他の活動を優先させる。(教育内大会とは、運動部については支部・県の選手権、総体、新人戦とし、吹奏楽部についてはソロコンサート、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストとする。)

III. 部活動の設置

- (1) 常設の部活動は以下の通りとする。
野球部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、吹奏楽部、美術文芸部
- (2) 生徒の希望によって、空手、水泳、陸上、剣道、体操等は教育内大会に特設部として参加することができる。ただし、峡南地区に専門部があり、本校の教員が引率できる場合に限る。
- (3) 部活動の統合や休部・廃部・新設は、生徒・職員数の動向、生徒や保護者の意向、地域性なども充分考慮し、慎重に検討する。

IV. 部活動の所属・変更

- (1) 全員入部制を原則とする。学校外で生涯学習関係団体に所属し、定期的に活動している場合には無所属でもよい。(申請書を提出)
- (2) 1年生については、4月の選手権までに入部するが、5月の連休明けまでは変更することもできる。
- (3) やむを得ない理由で活動を継続できない場合は、顧問・担任と相談し、所属部を

変更することができる。

V. 活動日・活動時間

- (1) 生徒の健康に留意し、学期中は週あたり2日以上 of 休養日を設ける。(平日1日は原則月曜日、土日で1日以上 of 休養日) また保護者の負担とならないように、スクールバスの運行にあわせて活動を行う。
※週休日、休日等における年間の指導回数は、70日以内を厳守する。
※土日は家庭や地域の活動を優先する。
※活動可能日を設定した年間行事予定表に沿って実施する。
※健康・安全面、休養、トレーニング効果、家庭や地域で過ごす時間の確保等の視点を持って活動を実施する。
- (2) 放課後の活動については、下校時刻を遵守し行う。(平日は2時間程度とする。)
- (3) 週休日、休日の部活動は原則半日とし、事前に活動計画を提出する。練習試合、招待試合などで遠征する場合や一日活動する場合は、生徒や保護者の負担(体力的・経済的)を考慮した上で、事前に校長に申請し許可を受けてから行う。宿泊を伴うものは部活動としては認めない。
- (4) 土日については、バスの運行上、原則として土曜日の午前中のみ of 活動とし、日曜日は活動をしない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、校長の許可を得て、土曜日の活動を日曜日に変更することができる。
- (5) 週休日、休日の部活動の活動時間は、スクールバスの時間に配慮する。
- (6) 夏・冬・春の長期休業日は、スクールバスの運行に合わせて活動できる。原則として土日の活動は行わない。終了時刻は、バスの時間に配慮する。また、家庭や地域の行事ある場合はそちらを優先させる。
- (7) 夏季休業中の活動は、県大会までの期間を除き14日以内とする。家庭や地域の活動を優先し、お盆の期間は実施しない。
- (8) 冬季休業中も家庭や地域の活動を優先し、**年末年始** of 部活動は実施しない。

VI. 活動時間の延長・活動日の拡大

- (1) 教育内大会2週間前の週休日は、生徒の負担を考慮した上で、両日とも活動してもよい。(スクールバス運行) その他の期間に両日実施する場合は、事前に校長の許可を得た上で休養日を他の日に振り替える。
※県のガイドラインでは、「シーズン期(教育内大会4週間前) of 週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。」とあるが、振り替えは困難であると判断して上記の内容とした。(町の活動指針に準ずる。)
- (2) 週休日、休日の活動が半日を超える場合は、学校長の許可を得る。
- (3) 特別な事情で活動時間の延長や活動日の拡大が必要な場合は、校長の許可を得て職員にも周知して実施する。

VII. 活動の休止

- (1) 中間テストは3日前から、期末テストは5日前から、領域別テストは1日前から、テスト終了日の朝まで学力充実期間として部活動は行わない。
- (2) 学園祭の取り組み期間中(期間限定)は、部活動を休止する。

Ⅷ. 保護者会等

- (1) 年度当初保護者に対し、部活動のねらいや年間活動計画を部ごとに伝える。保護者会などを組織する場合は、事前に校長に申し出たうえで組織を編成し、適切な時期に保護者会を開いてもよい。
- (2) 保護者会の規定、保護者会費などは別に定めてもよい。
- (3) 部活動にかかる費用は、保護者の負担軽減を念頭に置いて、最小限に抑える。
※専門部や協会等を通じてのＴシャツなどの販売や、部ごとのウェア等の購入は、事前に校長の承諾を得るとともに、強制はしない。

Ⅸ. 外部指導者・部活動指導員

- (1) 県小中体連の規定に基づき、校長が承認し依頼した者で、各専門部へ登録申請を行い、承認を受けた者を外部指導者とする。
- (2) 上記以外で外部指導者を依頼する場合は、校長の承認を得た上で招聘する。
※予算措置が必要な場合は、前年度から予算措置を取る。
- (3) 部活動指導員の活用・任用については、町教育委員会と人選・予算措置などで充分連携を取りながら、必要に応じて導入を検討する。

X. その他

- (1) 体育館の使用に関しては、各部で協議の上決定する。
- (2) 部活動時の服装は学校で決められた制服・体育着で行う。ただし、ユニフォームや練習着、小中体連で購入した服、ステージ衣装などがある場合は顧問が周知し、着用することができる。
- (3) 部活動は学校の教育活動の一部であることから、「南部中学校のきまり」等の学校のルールを守って活動を行う。（昼食などの購入は、土日祝日、長期休業中については顧問教師の許可を得て購入しても良い。ゴミなどの処理は責任を持って行う。）
- (4) 特に週休日、休日の活動については、健康観察をしっかりと行うなど、健康や安全に留意して活動を行う。（救急医などの確認もしておく）
- (5) アルカディア運動公園、旧富河中体育館、町内小学校の体育館、文化ホールなど校外の施設を借用する場合は、事前に予約を取り顧問引率の上で責任を持って使用する。（緊急時の対応や、定期的な清掃などにも配慮する。）
- (6) 本活動方針は、平成30年11月1日から適用する。

……………令和2年1月一部改訂……………
……………令和3年4月一部改訂……………
……………令和7年4月一部改訂……………
……………令和8年4月一部改訂……………